

長崎市公告第84号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり取り消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

その関係図書は、長崎市建築部建築指導課に備え縦覧に供する。

令和8年7月13日

長崎市長 鈴木史朗

1 整理番号

14-R4-1

2 取り消した指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路

3 指定取り消し年月日

令和8年7月7日

4 取り消した指定道路の位置

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| (1) 市道興善町桜町2号線 | 起点：長崎市桜町6-1地先
終点：長崎市桜町6-2地先 |
| (2) 市道桜町3号線 | 起点：長崎市桜町6-1地先
終点：長崎市桜町6-1地先 |

5 取り消した指定道路の延長：

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 市道興善町桜町2号線 | 47.0メートル |
| (2) 市道桜町3号線 | 54.0メートル |

6 取り消した指定道路の幅員：

- | | |
|----------------|--|
| (1) 市道興善町桜町2号線 | 8.0～12.0メートル |
| (2) 市道桜町3号線 | 13.4(12.5+0.9) ～
14.7(12.5+2.2)メートル |